第6編

財 務

第6編 財務 大雪消防組合財政状況の作成及び 公表に関する条例

第1章 予算・会計

○大雪消防組合財政状況の作成及び公表 に関する条例

> 「昭和 48 年 4 月 2 日 、条 例 第 1 3 号)

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第1項の規定による財政に関する事項(以下「財政状況」という。)の作成及び公表に関しては、この条例の定めるところによる。

(公表の時期)

- 第2条 財政状況の公表は、毎年5月1日及び11月1日に行うものとする。
- 2 天災、その他避けることのできない事由により、前項の期日に財政状況を公表すること ができないときは、管理者は事由のやんだときから1ヶ月以内において、その期日を定め て公表しなければならない。

(公表の内容)

- **第3条** 前条第1項の規定により5月1日に公表する財政状況においては、前年の10月1日 からその年の3月31日までの期間における次に掲げる事項を記載し、かつ、財政の動向及 び管理者の財政方針を明らかにするものとする。
 - (1) 収入及び支出の概況
 - (2) 住民の負担の概況
 - (3) 財産、公債及び一時借入金の現在高
 - (4) その他管理者が必要と認める事項
- 2 前条第1項の規定により 11 月1日に公表する財政状況においては、4月1日から9月 30日までの期間における前項各号に掲げる事項を掲載し、かつ、前年度の決算状況を明らかにするものとする。

(公表の方法)

- **第4条** 財政状況の公表は、大雪消防組合公告式条例(昭和 48 年条例第2号)の定めるところにより行う。
- 2 財政状況は、前項の規定によるほか、公表の日から6ヶ月間、何人も管理者の指定する 場所において閲覧することができる。
- 3 前項の規定による閲覧の請求及びその方法に関し必要な事項は、管理者が定める。 (委任)
- **第5条** この条例に定めるもののほか、財政状況の作成及び公表の手続きについて必要な事項は、管理者が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

 (~ 910)